

令和2年度第4回文京区地域福祉推進協議会 要点記録

日時 令和2年11月4日（水）午後2時00分から午後4時00分まで

場所 文京シビックセンター24階第1委員会室

<会議次第>

1 開会

2 議題

(1) 新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて

【資料第1号】

3 閉会

<地域福祉推進協議会委員（名簿順）>

出席者

高橋 紘士 会長、遠藤 利彦 副会長、平岡 公一 副会長、三羽 敏夫 委員、
川又 靖則 委員、坂田 賢司 委員、廣井 泉 委員、木村 始 委員、
大内 悦子 委員、高山 礼子 委員、飯塚 美代子 委員、佐治 信子 委員、
佐々木 妙子 委員、山口 恵子 委員、高田 俊太郎 委員、鳩山 多加子 委員、
古城 侑子 委員、小倉 保志 委員、鈴木 悦子 委員、西村 久子 委員、
小山 忍 委員、武長 信亮 委員、櫻井 美恵子 委員、河井 貴之 委員、

欠席者

高山 直樹 副会長、神馬 征峰 副会長、中村 宏委員、山道 博 委員、
佐藤 文彦 委員、諸留 和夫 委員、大橋 久委員、川合 正 委員、
山下 美佐子 委員、

<事務局>

出席者

木幡福祉部長、大川子ども家庭部長、佐藤保健衛生部長、
矢島福祉政策課長、浅川高齢福祉課長、進地域包括ケア推進担当課長、
畑中障害福祉課長、大戸生活福祉課長、中澤介護保険課長、大武国保年金課長、
鈴木子ども支援課長、横山幼児保育課長、中川子ども施設担当課長、
木口児童相談所準備担当課長、榎戸生活衛生課長、渡部健康推進課長、
笠松予防対策課長、阿部保健サービスセンター所長、木村学務課長、
松原教育指導課長、石川児童青少年課長、真下教育センター所長、
瀬尾子ども家庭支援センター所長、鈴木防災課長、大野ダイバーシティ推進担当課長

欠席者

新名企画課長

<傍聴者>

2名

福祉政策課長：これより令和2年度第4回文京区地域福祉推進協議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、本協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。今回の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、Zoomを利用したオンライン会議も併用させていただいて、試行という形で実施をさせていただいております。本日6名のご参加の予定となっております。Zoomでご参加の委員の皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

本日のご欠席の委員につきましては、高山副会長、神馬副会長、中村委員、山道委員、佐藤委員、諸留委員、大橋委員、川合委員、山下委員のご連絡をいただいております。

遠藤副会長が若干遅れて14時半頃、Zoomにてご参加と聞いております。また櫻井委員は途中退席の予定でございます。

次に、事務局ですが、企画課長が公務のため、欠席となっております。

続きまして、資料の確認でございます。資料第1号、本日席上配付といたしまして、第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定について、配付をさせていただいております。ご不足等ございましたら挙手をしていただければと思います。

前回の第3回の地推協におきまして、委員の皆様からいただいて持ち帰りとなっております案件について、ご説明をさせていただきます。ご発言の委員には、事前にご回答をさせていただいているものです。

ヘルパーの不足についてということでした。平成元年度に実施をいたしました障害者（児）実態調査につきまして、ヘルパーが不足している調査が出ております。今後も人材確保、定着に向けた事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、ケーブルテレビの加入率ということで、令和2年4月1日現在、ケーブルテレビ可視聴世帯は69.82、およそ7割で、8万6,000世帯、8万6,721世帯となっております。

更に、東京大学の国際留学生の宿舎における現状で、インターナショナルビレッジを管理する不動産会社とは、音羽地域活動センター所長が適宜連絡を取っております。建物の総戸数は857戸、単身タイプ・ファミリーを含め、定員が約1,000人ですが、現在、コロナウイルスの関係で、入居は300人、入居率約3割というところです。

以上でございます。

これより、議事に入らせていただきます、高橋会長、よろしくお願いいたします。

高橋会長：今日は木枯らしが吹いたと、気象庁が発表をしておりますが、天気もちよつと何だか不順で、秋晴れはない10月だったなと思っております。さて、地域福祉保健計画は来年度から始まるものもありますし、今日は中間のまとめの報告があろうかと思っております。いろいろなことが分かりにくくなっている状況の中で、計画を立てるということはどういうことなのかを、もう一度思いながら、この計画の審議を、ぜひお願いしたいと思います。分かりにくい時代になっているからこそ、逆に、計画というものが大事だということが、偉い方々に分かっていないような気がいたします。

計画というのは、区長さんに言わせれば、区民からお預かりした税金を、どういう形で区民のために使っていくかということの基準や目安として、区民全体の合意を形成して、こういう形で使われるのだということを明らかにしているものです。それについて、この委員会のメンバーの皆様がいろいろな形でご意見を頂戴しながら、それぞれの部会で具体的な検討は進めていただいておりますし、事務局がいろいろな頑張っで数字を出してくださっていますけれども、やはり区民目線で、審議していただくのがこの場の役割かと思っております。

それでは、新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについてということで、春からご検討いただいたものを事務局でまとめていただきました。それぞれの分野別の計画と総論ですが、分野別の計画である地域福祉保健の推進計画をまとめて質疑を行って、その後、各、分野計画ごとに質疑、質問をお願いする形で進めております。

今日は、Zoomでご参加いただいている委員の方々もいらっしゃいますので、よろしくお願いいたします。中間まとめについて、福祉政策課長より第Ⅰ部、第Ⅱ部について、まずは説明をお願いいたします。

福祉政策課長：【資料第1号別添】に基づき第Ⅰ部総論、第Ⅱ部地域福祉保健の推進計画のについて説明。

高橋会長：ありがとうございます。

今、福祉政策課長からご説明をいただきました部分は、いわゆる、後からご説明いただく高齢者なり障害者なりの部門別計画に比べますと、横串で刺すという言い方をよく使いますが、分野とか対象者には限られない、共通のサービス、共通の支援、それから、もう一つ重要なのは区民の福祉活動、そういうものに関する支援。この福祉活動も非常に多様なものがあって、きめ細かな対応が必要なものから、区全体まで、あるいは、防災などはきちんとした基盤の整備計画と、地域住民の自発的な活動がうまく組み合わさる必要がある。そういうことも含めて、地域福祉保健の計画というのが、多様な部分が含まれていると同時に、文京区では、社会福祉協議会の役割を非常に重視しており、社協が作成する活動計画と区の行政計画を、車の両輪としてやるということは既に規定方針として確認をされております。そういう意味で、社会福祉協議会が担う活動を区がどのように支援していくかという視点も含まれているということです。

なお、付言をいたしますと、令和3年から、社会福祉法がまた変わります。もう交付されておりますが、その条項で非常に重要なのは、横断的な重層的相談支援体制を構築するという、ぱっと見では分かりにくいような表現です。いわゆる地域包括ケアの推進と同時に、地域共生社会という、地域住民が共生とは何かという議論も、まだ十分に熟した概念とは言いきいですが、具体的にいうと、文京区では、社協、区が協働しながら地域づくりを一生懸命やっております。その中でもう既に、その個別には対応し切れないような事例が、地域包括支援センター、それぞれの相談支援機関、あるいは区の窓口等で表れているはずでございます。要するに、対象別ではない支援の仕組みというのは、そういうものを丁寧に拾い上げながら、地域で問題が解決できるもの、それから既存のサービスを組み合わせるもの、場合によっては、新しいサービスをつくらなければいけないかもしれない、そういうことも含めたテーマが、令和3年の社会福祉法の改正

の中で出てきております。恐らく、これは、この計画をつくった後、進行管理等の中間報告があるかと思えます。そういう中で、もう一度、新しい令和3年の交付される新しい社会福祉法の規定、とりわけ市区町村の責務として、重層的相談支援体制をつくるということが法律に書かれましたので、その条項に照らして、これから厚労省はいろんな形で、必要なガイドラインのようなものを出していくのだと思えます。それから注目すべきなのは、権利擁護についても、既にガイドラインが出ておりますし、いろんな領域で、横串型の、地域共生社会型というか、そういうものに則した施策の必要性というのが高まっておりますので、そのことを少し今の課長の説明に加えてコメントをさせていただきたいと思えます。

いかがでございましょうか。ご質問、ご意見、会場で参加していただいている委員の皆様からご発言をいただき、その後、Zoomで参加していただいている委員の皆様にご発言をいただくという、順序で進めさせていただきたいと思えます。何か質問、ご意見等、これは部会で議論をしております。ここで初めて出てくるということもあるので、質問等もあろうかと思えます。

はい、どうぞ。山口委員でしょうか。よろしく申し上げます。

山口委員：知的障害者（児）の明日を創る会の山口です。

資料の20ページに、地域の支え合い体制づくり推進事業、①「サロンぷらす事業」、②「かよい～の」という記載があります。また26ページに地域づくり推進事業、そちらには「つどい～の」づくりを展開する事業、団体に対して助成するという記載があって、この記載の仕方が違うので、関係性がよく分からないので、その説明をお願いしたいと思えます。

高橋会長：ありがとうございます。それでは……。

山口委員：もう一か所、単純に漢字の間違いだと思えますが、30ページ、「我が事の意識情勢」というのが、醸造の「醸」に「成る」という漢字が正しいのではないかと思います。はい。以上です。

高橋会長：ありがとうございます。大事なご質問をいただきました。それでは、私も「我が事」のほうはコメントしますので、よろしくどうぞ。

福祉政策課長：前回是一緒の項目で書かせていただきましたが、今回、分けさせていただいたのが、計画事業と合わさせていただく中で、大項目が「ともに支え合う地域社会づくり」と「安心して暮らせる地域環境の整備」、こちらに、どちらのほうが、非常に関係性が深いかと、ひもづけをさせていただく中で、今回分けさせていただいたものです。

中身といたしましては居地域の居場所をつくらせていただき、高齢者及びその他の方々も含めた形の中で関係をしっかりとつけていきますという事業が主なものです。その中で主体として、相談機能も含めた部分のところ、地域づくり推進事業といったところでまとめさせていただいているものです。そういった中身で、今回ちょっと分けさせていただいたというところでございます。

高橋会長：「我が事の意識情勢」というのは、この本文は、1、2、3、4行目の「地域の課題として考える意識の醸成」とって書いてありますが、この醸成ですよね。世の中の情勢で、だから大事なところをご指摘いただいております。

「我が事」という議論は、これは地域共生社会という議論を厚生労働省が議論し始めたときから使われているんですが、地域包括ケアシステムという、何だか事業者と医療法人と社会福祉法人と社会福祉協議会が手をつないで、一つのサービス提供システムをつくれれば良いと言うような誤解が、とりわけ医療法人がそういう誤解をして、地方へ行くと、医療法人が私どもは地域包括ケアをつくりますみたいなことを言っている。そうではなく、様々に横に手をつないでいくと同時に、先ほどの総合相談体制の始まりは地域住民の皆さんが福祉課題について、他人ごとではない。他人ごとではないというのは、しばしば施設を造ろうとすると反対運動が起こるとき、いつも議論になります。総論は賛成だけど、各論は反対。そういう施設を整備することはいいけれども、自分の隣に造られると地価が下がるというようなことを言う方がたくさんいて、いろいろなところでこういうことで挫折をいっているのです。

ところが、文京区では、障害の施設が、たしか小石川郵便局の後ろにできた事業者が大変地域を一生懸命サポートしています。お弁当を売っているなどそういうことを含めて、地域に一生懸命貢献しており、そうすると、その施設は「我が事」となり、私たちの生活ととても大事な関係のあるところだと、そういうことで意識がつくられていき、様々な支援の在り方が変わるだろうと思います。

それから、もう一つは、サービス提供側でいうと、利用者を囲い込んで、閉鎖的な施設を造るというのもしばしばやられてきて、しばしば事件も起こっています。虐待の問題、私は、日本社会福祉会でやっている虐待の調査の委員をお手伝いしていて、この間も会議をしていて、施設そのものがそういう発想であると、やはり地域と分断してしまう。そうではなくて、地域の皆さんが、私たちの施設だ、我が事だと考えていただけるようなアプローチをしていくと同時に、地域の方々がそういう意識をつくっていく。これは、そんな簡単な話ではないし、少し分かりにくい表現だという議論は多々ございますが、そういう気持ちを込めて、厚生労働省が地域包括ケアから地域共生社会へ、あるいは地域包括ケアの前提としての地域共生社会と言った、その中の中身を「丸ごと」と「我が事」という言い方をしております。やや長めの解説で大変恐縮でございますが、いかがでございましたでしょうか。ということで。

はい、どうぞ。

坂田委員：社会福祉協議会の坂田と申します。

先ほど、課長から答弁していただきましたが、具体的に事業を展開しているのは社会福祉協議会行っているのでお話しすると、20ページ①の地域の居場所づくり、「サロンぷらす」事業につきましては、地域課題の解決と記されていますが、子どもたちの学習支援に取り組むような団体に支援をしている事業です。

また、通いの場、「かよい～の」ですが、こちらは、介護保険制度の中の地域支援事業の中で、地域の住民たちが主体となって、通いの場をつくって、介護予防に取り組むという事業がございます。これについて、文京区では「かよい～の」という名称をつけて、例えば、介護予防の体操、あるいはスポーツ吹矢、あとカーレットといったゲーム性のあるような、簡単に運動できるものを中心に取り組んでいる区内26か所の団体に対し運営支援などを社会福祉協議会で行っております。

26ページ、「つどい～の」は、多世代の方々が自由に交流できる場所ということで、

お子様、子育て世代の方がお子さんを連れてふらっとお寄りいただく、あるいは地域の高齢者の方がお寄りいただいて、居地域の居場所づくりを支援しているものです。現在、区内に9か所つくろうと目指しているところです。

高橋会長：委員の皆様にも、情報提供も含めてしていただきまして、ありがとうございます。

いかがでございましょうか、そのほか。

はい、どうぞ。

大内委員：文京区女性団体連絡会から参りました大内と申します。

単純な質問が一つと、もう一つは、この間あったことをお伝えしたいです。子ども食堂等の支援事業に、39ページで、令和5年度には、もう一つさらに増えると書いてありますが、コロナ禍で、これはお弁当の配布とかになっているのかという単純な質問が一つです。

それから、先日、ふらっと30代後半の男性が、男女平等センターの前にいらっしゃり、「食べるものを何でもいいからください」とおっしゃった。取りあえず、手元にあるもので、お菓子的なものを差し上げたら、今度は「お金をいただけませんか」と言われたので、それは申し訳ないけどできない。

こういう方が居た場合に、どこにつながたらいいのだろうかというのが、正直すごく戸惑いました。結論からいうと、その方に関しては、シビックセンターまで、事務局の男性が連れて行って、5時を過ぎてしまったので、今日は受け付けられないということになり、翌日社会福祉協議会の方が付添いで、もう一回、9階に行くということになりましたが、翌日は現れなかったそうです。そういうことが、1~2年に一度とかですけれども、ふらっと、DVに遭って逃げてくるような女性とかが実際にいらっしゃいます。

そういう時、本当にどこにつながるの正しいのだろうかというのが分からなかったので、先日、区のホームページから、いろんな電話番号、困ったときの、例えば、いのちの電話とか。それを全部ホームページから出ささせていただいて、都でやっているものと、区でやっているものと、一覧表にしたら、ものすごく細かい行で2ページ、3ページぐらいにわたって、いろんなところが出てきました。

シミュレーションをしました。もし、ここに今、この間と同じようなふらっと職業のない男性で、多分着のみ着のままだろうみたいな方がいらした場合は、どこにつながるのいいのか。それをやっても、まだこぼれて、例えば、じゃあ5時過ぎにはどうしてあげたらいいのだろう、お金をあげるというのも違うと思うし、貸すというのも何か違うと思うし、食べ物を渡せばいいというのもちょっと分からない。ただ、男性だし、ひょっとして、私はその瞬間的に思ったのは、もしかしたら、前科がある方とかで職業が得られなくて、こういう状況なのかなというのも少し考えました。完全に安全かということも含め、自分や助ける側の安全も確保しなければいけない。

例えば、社協の地域を回っている方々は、若い女性がほとんどです。そういう方々の安全も確保して、つなげなければいけないし、こぼれ落ちたときに、一体誰にどうやってつなげるのが一番いいのかは、今後調べながら進めていけたらよいと思っていたので、それをご報告したいと思います。

高橋会長：ありがとうございます。今のご発言いただきましたが、何か事務局のほう

でコメントありますか。

よろしく申し上げます。

生活福祉課長： このたび本当に大変な対応をしていただきまして、本当にありがとうございます。とても不安だったと思います。

実は、路上生活者、精神疾患の方でどうしたらいいのかとか、様々な事情があると思います。あと認知症の関係もごさいます。大変申し訳ないですが、時間外の対応は、現在シビックセンターの中では対応できないことになっております。また、男性の方と申されましたけど、まず家があるのかなのか、どういう状況なのかというのも分からない状態など、そういった場合は、警察にご一報入れていただくという形になります。一旦警察に行っていただいて、様々な事情を聞いていただくことになっています。24時間は、警察に居ていただくことは可能ですので、その内容によって、私どもが、もし生活困窮であれば、生活福祉課のほうにつないでいただくような形がとれていますので、そういった対応をぜひともお願いしたいと思います。

やはり、時間外の対応や地域の中でこういった状況か分からない状況でいる、安全・安心を確保する意味でも、まずは警察にご一報入れていただきたいと思います。

あと、DVの関係ですが、確かに、委員がおっしゃられましたとおり、時間外の対応は、東京都の女性センター、ウィメンズプラザなどがやっております。時間中の、DVの関係は、文京区では、配暴センターというのがごさいます。時間外の対応については、大変申し訳ありませんが、東京都をご利用いただく、周知方法については、今後、調査研究してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

大内委員： ありがとうございます。

高橋会長： ありがとうございます。

それでは、そちらから手が挙がって。

坂田委員： 社会福祉協議会です。

子ども食堂についてのお話がありましたので、説明をさせていただきます。今年度文京区社会福祉協議会で支援している子ども食堂が、15団体あります。

そちらの代表者の方に9月末に集まっていただいて、連絡会を開催しました。

15団体のうち4団体が、今コロナの関係で、事業を休止しているとお話がありました。また、お弁当の配布も、いわゆるテイクアウト型にしているのが、6団体ほどありました。ほかにも、会場を確保して集まっていただいているところもなるべく対面を避ける、今までの定員よりも半分に少なくするなど、各団体で様々な工夫しておりました。

そういった困難な状況をお互い情報共有しながら、しばらくコロナの状況が続くと思われるので、今後の展開について意見交換をしたという経緯がごさいます。以上です。

高橋会長： ありがとうございます。

議事進行で恐縮でございますが、お待たせしておりますZoomでご参加の委員から何かご発言ございませんでしょうか。ご発言があるようでしたら、ちょっとお手をお挙げいただくとありがたいと思いますが。

よろしゅうございませうか。

それでは、会場のほうに戻りまして、手が挙がりまして、はい、どうぞ。

三羽委員：文京区歯科医師会の三羽です。56ページの福祉避難所の拡充、3-4-4で福祉避難所の拡充が記載されています。普通の避難所には、医師会、歯科医師会、薬剤師会で、避難所救護班を編成して救護の必要な方の治療に当たり、トリアージをするわけですが、福祉避難所における避難所救護班については、どのように考えておられるのか、お聞きしたいなと思いました。

福祉政策課長：福祉政策課長でございます。

一般の避難所については、そのような形で救護班が設けられますが、福祉避難所は、社会福祉施設の中に設けられているので、その施設の中の嘱託医、関係の介護人材という方たちと協力をしながら実施をしていく。

その中で、不足する状況があれば、本部のほうの救護の部門と連携をして派遣をさせていただく形で、開設時点から全てのところに配置をするということではなくて、必要に応じて対応させていただくということです。

三羽委員：ありがとうございます。

高橋会長：よろしゅうございませうか。それでは、先に進ませていただきます。

それでは、次に、第Ⅲ部の高齢者・介護保険事業計画について、介護保険課長より説明をお願いいたします。

介護保険課長：【資料第1号別添】第Ⅲ部、高齢者・介護保険事業計画について説明。

高橋会長：ありがとうございました。介護保険事業については、今、国の介護保険給付費分科会が動いておりますので、この審議は結果が出ないと、正確な数字や、今年はどういう大きな改正があるのかと、いろんな議論で、例えばデイサービスをどうするかとか、それから地域支援事業の中に要介護を入れるとか、入れないとかという議論が、見え隠れして議論されております。

そういう意味で、国の介護保険というのは、国が制度の根幹を決めますので、それを待たないと、どうも決めにくい。それから、もう一つは、新聞なんかをご覧いただくと、財政審議会が相当強い提言をしております。ご承知のように、介護保険の一定部分を国が負担をすることになっておりますので、その負担分について、ブレーキをかけたというのは、財務省の特徴です。そういうことを含めて、政治情勢がやや不透明なところもありますが、介護保険の特徴は、今までの過去の実績がきちんと出ますので、それを踏まえて、どうなっているのかという議論ができる、そういう制度ですので、介護保険課長も相当細かい数字を上げて説明をいただいたわけでは。

委員の皆様の質疑に入る前に、この部会の取りまとめに当たっていただきました平岡委員からご発言をいただけたらと思います。Zoomで発言をいただきますので、よろしくお願いをいたします。

平岡副会長：承知いたしました。本日は、オンラインでの参加ということで失礼いたします。

高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめの策定に当たって、ポイントとなった点について、部会長として、少しお話をさせていただきます。

今回の計画策定に当たって、先ほどご説明いただいたように、2025年問題、あるいは2040年問題を踏まえ、介護保険制度を持続可能なものにしていくこと、そのことを前提にしつつ、これまで積極的に推進してきた地域包括ケアシステムについて、活発な議論

を行い、さらなる推進について一定の成果を盛り込むことができたと考えています。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、対応と併せてその新型コロナが終息した後にも、また別の新たな感染症の拡大も想定する必要があるということで、高齢福祉行政、介護サービス、介護保険のサービスをどう維持していくのかということなどについても議論が行われて、まとめに反映されているところです。

今回、計画の大きな枠組み、全体の構成などは前期の計画を引き継ぐ、踏襲する形でまとめておりますが、その中で重点的取組事項として、地域包括ケアのシステムの推進という点で、大きく六つの施策を掲げて、その取組の方向性を示しているところが重要なポイントと考えております。

本日の資料では、158ページ以降の部分になります。その中で、フレイル予防・介護予防の取組、それを他の自治体に先駆けて取り組んでいくこと、また、これまで社会福祉協議会と一体となって取り組んできた住民主体の通いの場、これを、今後、積極的に展開していくことを掲げております。

その通いの場を含めた地域での支え合いの体制づくりの推進というのが、もう一つの重要な施策、取組であります。

また、認知症施策の推進においては、これまで取り組んできた普及啓発、あるいは医療機関、民間との連携、民間のノウハウの活用などによって行う切れ目のない適切な支援、さらには地域でのネットワーキングづくりを掲げるなどの取組を掲げております。

このほか、在宅療養高齢者のための在宅医療・介護連携の推進。これについて、163ページに、図6-3でイメージ図があり、具体的な推進の方向性を示しています。さらには、地域包括ケアシステムの中核的な機関となる、高齢者あんしん総合相談センターの機能強化、あるいは高齢者の居住安定に関わる支援といった取組事項、これらについて掲げられた方向性にとって、しっかりと施策が展開されていくことを期待しています。

なお、167ページに、重点的な取組事項の相互の関係、位置づけを示した、地域包括ケアシステムのイメージ図を載せています。文京区の取組の具体的な姿を示すものとして、まだ案ですが、今後、このイメージ図が活用されていくのではないかと思います。

今後とも、最終的な計画の策定に向けて、部会が一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上となります。

高橋会長：ありがとうございました。

今の部会長の発言も含めまして、今までの説明について、部会で参画していただいた委員の皆様は、いろいろご意見をいただいておりますけれども、参加していない委員の皆様も、高齢介護保険計画、関心もおありかと思っております。そういうことを含めて、先ほどと同じ要領で会場内の委員の先生、それからZoom参加の委員の方々、どうぞご発言をお願いしたいと思います。何かございますか。

はい、どうぞ、お手が挙がっています。よろしく。

西村委員：公募の西村と申します。

72ページ以降のところですが、新しい感染症の対策を踏まえた今後の地域福祉活動は、まだ詳しいことは計画されていないのではないかなと思っています。その辺のところの計画をもう少し増やしたほうがいいと、全体的な気持ちですが。文京区の区報

や読売新聞など見まして、文京区は感染者が少ないかなと感じておりましたが、東京都内の区の感染者数などを見ても、文京区全体でも527人で、ほかの多い区は、もう2,000人近くになっているような状況で、陽性患者数が3,000人もある新宿区やなんかと比べると低く、下から2、3番目ぐらいな感じで、文京区は感染者が少ないんじゃないかなというふうに安心しておりました。しかし、つい最近、駒込病院ですが、もちろん、コロナの患者さんをいっぱい受けている病院だから、出るのも当たり前だろうと思ったんですけども、駒込病院で何かクラスターが発生したというふうに伺いました。あの辺の近くに行ったら怖いかなとか思いながら過ごしていますが、きっと文京区の人たちは、どのぐらいコロナが浸透しているのかいうことをすごく興味を持っていらっしやると思います。

この計画の中には、新しい感染症への対策を踏まえた、いろいろな計画というのがすごく希薄に見えます。これは、高齢者用の対策ですが、障害者に対する対策にも同じことが書いてあって、まだ計画はこれからだと思います。この頃、国全体でコロナの対策をもちろんやってくださるけど、それよりもむしろ、自主的に各地域で予防対策は取ってくださいと、新たな地域主体の対策の方法を国が要望しているようなところなので、PCR検査の対応の仕方、保健所がどのようになるのか、もっと簡単にいっぱい受けられるように、簡単なお金でというか、そういういろんなことも考えて、楽なような方法とか。これだけは、やはり早めの対策というのが一番大事だから、その辺のところも計画に含めて入れていただけたらいいと、私どもは思っております。

福祉政策課長：すみません。ちょっと。

高橋会長：それでは、リプライをお願いいたします。

福祉政策課長：福祉政策課長でございます。

全体のお話をさせていただいて、それぞれ個別に担当の幹事からお話をさせていただくことがあると思います。

まず、この計画の構成ですが、地域福祉保健計画が親計画になっておりまして、その中で、今回、ここの部分を入れさせていただいたのは、文京版の地域包括ケアをしっかりと進めていく上で、介護・医療との連携をしっかりと掲げられており、それぞれ福祉分野における予防的な介入の重要性が、この間、非常に高くうたわれていたことを踏まえて対応させていただいているものです。

感染症対策という意味の全体的な部分は、保健衛生部門でしっかり実施をさせていただき、今回の9月の補正予算においても、区の独自施策で50を超える事業が実施をされており、11月の議会に向けて、PCR検査の拡充もプレス発表させていただいています。

そうした中で、計画の体系がなかなか分かりづらいとは思いますが、感染症対策は今回の計画とは一線を引いた上で、この計画について、文京版の地域包括ケアという視点の中での取扱いになっているというものです。

当然、経済あるいは健康問題、様々な面から区としてはそれぞれの部門で取り組んでいるものです。

高橋会長：そちらから手が、どうぞ。

介護保険課長：本当に、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に関わりましては、区民の皆さんに大変なご心配、ご苦勞をおかけしているかと存じます。

また今、感染者の数は少ないというお話もございましたけれども、決してそうではないと認識しています。今般、介護保険の施設においても幾つか感染者を出したというようなところがございました。

そういった中で、高齢者の介護保険施設や、高齢者の皆様には、感染防止に本当に日頃から尽力していただいた中で生活している、また仕事をしていただいているところでは、本当に深く感謝しております。

こちらの計画は、先ほどもお話ししたとおり、令和3年度から5年度までの3か年の事業計画、理念も含めた計画ですので、これからより知見が深められていくものと認識していますが、今後の新型コロナウイルスも含めた新しい感染症の感染拡大という状況であっても、この地域福祉の推進というのを大きく前進しなければいけないという中で、第4章の主要項目及びその方向性の中で、「地域でともに支え合うしくみの充実」と「いざという時のための体制づくり」ということで、安心して皆様が文京区で生活し続けるためにということで、今回新たな感染症の感染拡大という状況下であっても、地域でともに支え合うしくみの充実、いざという時の体制づくりで安心してサービス提供の体制を整えていくことを支援していくとこちらで述べさせていただいています。

繰り返しになりますけども、こういった新型感染症の知見が進む中で、より状況に合った具体的な事業については、先ほども福祉政策課長が申し上げましたとおり、適切に実施してまいりたいと考えておりますので、決して計画というか、事業が少ないということではなく、こちらの理念、今回新たに述べさせていただいているところに基づきまして、適切に事業は実施してまいりたいと考えているところでございます。

高橋会長：ありがとうございます。

はい、どうぞ、そちらから。

生活衛生課長：幾つかPCR検査についてお尋ねがございましたので、お答えさせていただきます。

まず、文京区の陽性患者数のお話がありましたけれども、お話ありましたとおり、文京は23区の中で少ないほうから数えて3番目をずっとキープしているところです。一番少ないのが千代田区、その次が荒川区です。逆に、新宿区や世田谷区等が多いところでございます。

理由としては、やはり繁華街が少ないというところがあるのがあろうかと思えます。

下から3位と申し上げましたが、もし何か大規模なクラスターが文京区で発生してしまえば、この数字も一気に増えてしまいますので、決して、この数字に甘んじることなく努めてまいりたいと考えております。

この陽性患者数が少ない理由としては、文京区民の方の健康に対する意識が非常に高いことから、予防対策を文京区民の方はしっかりとっていただけているのかと受け止めているというところです。

感染症の予防のお話がありましたけれども、区独自で行う、オリジナルというのは考えていないところです。

感染症対策というのは、国全体で統一的に行っていくものと考えていますので、区民の方により適切に取り組んでいただくよう、分かりやすい形での情報発信にこれからも工夫していきたいと考えています。

最後に、PCR検査のことで世田谷区の例がございましたけれども、世田谷区のように、どこでも誰でもという方針は打ち出してはいませんが、文京区としても社会的検査の部分についても、今後しっかりやっていく方向性を打ち出しています。本当に必要な方が、PCR検査をきちんと受けていただくような体制づくりには今までも取り組んでいましたし、これからもより充実させてまいりたいと考えています。

高橋会長：ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

今の議論を伺っておりますと、要するに、今回のコロナの話というのは、公衆衛生の従来型の感染症対策として、やりきれなくなり始めている。ということは、高齢者の場合は、このままでいくと1年後に認知症が大変になるという、非常に印象的な言葉を、私のかかりつけの医者が言っています。要するに感染症だけの対策をやると孤立化の問題が社会環境を遮断する。その結果が思わぬところにいろいろ副次作用というか、対策をやればやるほど、むしろ逆にそういう問題を引き起こすというのが、とりわけ高齢者はリスクが大きいと言われている。障害も疾病に絡みますと、そういうリスクが大きいわけですから、その方の感染症予防をやると孤立化が進む、とりわけ施設入所者は、あるいは病院の入院患者さんは本当に死に目にも会えないという状況が起こっているわけで、そこら辺の問題は、公衆衛生対策と同時に副次的な対策が非常に重要である。

ただし、計画というルーティンで3年に一回とか、5年に一回やる計画の話と、特別な事態というか、非常時の事態の場合に、どう対応するか、しかしながら、それを対応できるような体制をどう考えたらいいかというのは、実は計画でも重要かと思いますが、そんなことを少し頭に置きながら、今のやり取りを伺わせていただいております。

ほかに何か。

どうぞ、そちらから。

河井委員：公募委員の河井でございます。

単純な質問ですが、認知症に関して、現在、国で認知症の対策基本法が国会に上がったまま、止まってしまっている。もし、それが成立したら、国、それから都道府県、区市町村に対して、認知症施策推進計画の策定の努力義務とかが課せられる。施策推進大綱はもう出ていますけども、どういったものがあり、長期計画なので、3年間の中で文京区として、どうしていくのか。85ページから認知症についての考え方が載っていますが、今の国の動向とかが、記載がないので、この後、文京区として、認知症に対して、どう対していくのか、何かスタンスといいますか。今年度の20年度の国会で成立するかどうかも微妙なので、難しいとは思いますが、何か若干、備考的な記載があってもよいのかと個人的には感じました。

以上です。

高橋会長：はい、どうぞ。

地域包括ケア推進担当課長：地域包括ケア推進担当課長です。

認知症基本法については、たしか2回ほど議員立法で国会に出されて、時間切れで成立してないかと思います。

認知症基本法が成立しますと、今、委員おっしゃられたように、各自治体で計画の義務化みたいなものが、盛り込まれていたと思います。先進的に、23区では世田谷が「認

知症とともに生きる希望条例」、これを先行して進めております。

この中で、注目すべき点が、認知症の本人の視点に立って、本人や家族の意見を聞きながら区のスキームを定める、認知症本人の理解をしてともに歩み支え合うパートナーという位置づけに下さいというように書かれています。

文京区としましては、条例制定や国の認知症の基本法に関係なく、そういった理念の下にいろいろな施策を進めておりまして、今回のお示ししておりますように、この計画の中で認知症施策の推進、この中できちっと三つの方向性を定めまして、具体的に施策を進めていこうと考えているところです。

高橋会長：ありがとうございます。

厚労省の老健局も、認知症対策室だったのが、認知症対策地域連携課という課に昇格をいたしました。これは多分、今おっしゃった法律の制定を見越してのことかと思っております。2006年に地域密着型サービスをつくったときに認知症モデルということを行いました。大方は寝たきり老人モデルでした。ところが問題は急性期病院がものすごく困っておられます。いろんな急性期疾患と認知症が合併する。そうすると、それは精神科病院に認知症の人が追い込まれているようなことではとても具合が悪い。ところが、なかなか是正されていないという問題があるにせよ、政治力もありますので、いろんなところで認知症が普通のことになり始めているということを前提として、昔は特別のことだったから病院に入れるという話だったわけですが、今は施設だけではなくてきているということを踏まえて、権利擁護から始まって多面的な対策が必要になります。恐らくそういうことを含めて、若年性認知症の問題が大変深刻です。

それらを含めた議論は、もちろん、法の制定を踏まえて様々な計画、政策を打つ必要があるかと思いますが、それは、そのとき臨機応変に対応するということになるかと思っております。よろしゅうございましょうか。

Zoomで参加の委員の皆様から、何かご発言ございますか。

よろしいですか、どうぞ。

小倉委員：公募委員、小倉です。

介護保険料の値上げについて、原因など教えていただけないでしょうか。

差し替え資料220ページの表を見ると、第8期は第7期より第5段階を含め全てのレベルで、大体14、5%ぐらい値上がりしているように思います。これは、高齢化社会から生じる必然的なものでしょうか。

もちろん、保険料の算定については、219ページのように適正に算定されているわけで、誰も異論を差し挟む余地はないと思いますが、このような介護保険料の値上げは、高齢化社会で今後も継続していくものでしょうか。

また、こういう値上げについては、区民に対しては、どのような説明をお考えでしょうか。多分、区報などでご説明、あるいは議会の中で区民に通じて報告するというようなことで、ご説明をお考えかと思いますが、区民に対する説明についてのやり方について教えていただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

高橋会長：これは、また議会でもそういう質問が出ると思います。ひとつよろしく願いいたします。

介護保険課長：まず、介護保険料の基準額の設定ですが、やはり一番大きなポイント

は、先ほどもお話ししたとおり、高齢者数の伸びが一番大きいところです。

特に、後期高齢者と言われている75歳以上の方の割合が増える。そういった方々については、実は介護サービスを使われている率が、前期高齢者に比べると高いところです。相対的に、介護給付費が伸びていくところが大きなポイントです。

また、それを支える側の現役世代の減少といったところも大きく、そのあたりを総合的に現時点で算定した結果が6,957円で、小倉委員ご指摘の220ページの第5段階、ここが基準額の年額ですが、それを計算させて、月額を年額に直した数字がこちらになり、このような形での設定です。

今後は、先ほども冒頭にお話しさせていただきましたとおり、中間のまとめとさせていただき、区報特集号でこの額を区民の皆様にも広くお知らせさせていただき、このように形での設定です。

この給付費のさらなる精査、また介護保険の準備基金などの活用などの要素を含めて、最終的に保険料を区で決定させていただき、2月から3月の区議会に報告させていただきご議論させていただきながら、最終的な計画値として設定するところです。

高橋会長：よろしゅうございましょうか。私から補足をしておきます。

介護保険というサービスは、基本的に断らないサービスです。ニーズがあれば、介護段階が要介護認定の程度区分とありますが、その範囲で必ずサービスが提供される、そういう性質があります。これは、措置の時代の福祉サービスとは大変姿が違って、むしろ医療と介護を頭に置いてお考えいただくといいと思います。

そういう意味でいえば、介護保険料が上がるというのは、皆さんが介護サービスをお使いになるから上がるのです。使わなければ上がらないのです。

高コストのサービスを使えば上がるし、安い費用のものならば下がるという、そういう関係があります。そこを介護保険事業計画で、様々な政策判断で、できるだけ最適の利用状況に近づけるための努力をしながら、介護保険料を決めていく。これは医療保険も全く同じで、とりわけ75歳以上の後期高齢者医療がそうですが、基本的に断りません。お医者さんへ行って、君は払えないから断るよと言われていいわけです。

そういう意味では、必要に応じてサービスが使えるようにする、そういう仕組みになっているから、共同負担をしていただきたい。そして、その場合に、保険で見える部分と見ない部分があるわけ、そこをどう考えるかというのは、政策の問題ですが、現場でそれをどう評価するか。そういう議論は、これから、恐らく9期、10期にかけて、ますます想定していたよりも保険料の上がり方が基準ですが激し過ぎるという議論と、いや、それは当たり前だよという議論がでます。福祉というよりは医療の保険料との関係で、後期高齢者医療は1割負担と3割負担、これは利用時負担です。あとは相当のお金が国費に入っていて、保険料がそんなに高くないで済んでいます、これもいろいろ問題があります。

だから、後期高齢者医療と介護保険の関係は、非常に議論をされなければいけません。そういうことを含めた問題で、これは基本的な制度の理解が必ずしも僕は議員さんでも分かっていないんじゃないかと、事務方も時々きちんと把握していないぞというように、よく思うのですが、平岡委員、何かコメントありますか、この件について。

平岡副会長：今、委員長がご説明していただいた点の理解が基本になると思いますので、特にございません。

高橋会長：ありがとうございました。そんなことでございます。よろしゅうございますか、次は障害者でございます。

平岡副会長、ありがとうございました。必要に応じて、また発言をお願いしたいと思います。

障害福祉課長：【資料第一号別添】に基づき第IV部障害者・児計画の中間のまとめについてご説明。

高橋会長：ありがとうございました。

それでは、障害者部会の部会長であります、高山直樹先生が所用によりご欠席でございますが、コメントをいただいておりますので、障害福祉課長、よろしくお願いたします。

障害福祉課長：高山先生からお預かりをいたしましたコメントについて、読み上げさせていただきます。

現在まで4回の障害者部会の中で、障害者団体や当事者の方々、地域福祉、医療、権利擁護、教育機関など、地域の障害福祉に関する関係団体のメンバー、区民委員や学識経験者により計画の策定について検討してきました。

まず、実態調査に関してですが、これまでの調査結果との比較の必要性から、大枠に関しては調査項目が踏襲されています。しかし、この調査は真に本人の声を聞くものになっているか、それが反映されているのかということでした。

そのために、東洋大学の社会福祉学科の学生30名が文京区内の知的障害、精神障害のある方90名にインタビュー調査を行い、生活全般に関して福祉サービスの状況、休日等の過ごし方、生活のしづらさ等を伺いました。その調査結果を生かしていく必要があるということが確認されたところでございます。

以下、重要な意見を抜粋します。

当該施設に入所している方、精神病院に長期入院している方などの声を聞いていく必要がある。本人の実態を抽出できる調査の実施方法、質問項目や回答方法などの調査内容について、さらに工夫が必要である。障害福祉サービスの内容等の情報提供に工夫が必要である等の意見が挙がりました。

また、進行管理対象事業の進捗状況につきましては、進捗状況は、おおむね大きな問題はないようだが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の進捗に大きな支障が生じることが危惧される事業があれば、確認していく必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響下でも、ICTを活用して事業や会議等を実施できる手法の検討が必要である。今後、医療的ケアが必要な重症心身障害児・者への支援がより必要となっていく。放課後等デイサービスの質の向上と量的整備が必要などの意見が挙がりました。

さらに、基礎調査の結果を基に、住まいや日常的な居場所の確保、相談支援の充実、高齢化への対応、就労支援、文化芸術活動やスポーツをする機会の確保など、施策の充実を図る必要がある。親亡き後への対応として、重度知的障害者が地域生活できるよう、施設の整備について計画に盛り込んでほしい。医療的ケアが必要な方へのライフステージに合わせた切れ目のない支援が必要であり、医療機関との連携が一層重要になってくること。ICTを生かした支援を広く、多くの障害者・児の支援に役立つため、児童から成人まで切れ目のないケア、見守りは本人、家族への安心につながると思う。誰も

が地域で生き生きと暮らせる地域共生社会を実現するため、どんな障害があっても安心して働ける環境を整備する必要があるなどの意見が挙がりました。

最後に、居住の場、防災、就労に関して等は、障害福祉の範疇では進展していかないものとなっており、文京区内の部局の横断的な取組と文京区独自の施策をつくってほしい。また、地域福祉推進協議会において、横断的な問題を取上げ、その工夫を議論してほしいと思います。

以上でございます。

高橋会長：ありがとうございます。

今の高山先生のご意見も含めて、委員の皆様からご発言をいただけないでしょうか。

先ほどと同じように会場の委員の方、そしてZoom参加の委員の方の順番でお願いをいたします。

いかがでございましょうか。どうぞ。

川又委員：薬剤師会の川又でございます。

255ページ精神障害者保健福祉手帳所持者の増加率、36.8%とありますが、これについて区では考察をされた事実がありますか。なぜこんなに増えたのだろうかです。

それと同時に、自立支援の保険も大分増えているように感じますが、その辺の関係、精神障害が増えているから自立支援が増えているパラレルな関係があるのか、そういったことの考察がもしあれば結構です。

高橋会長：はい、どうぞ。

予防対策課長：精神障害者保健福祉手帳は、全国的に2級、3級の所持者が年々増加しております。文京区も同様で、全国的な傾向と考えております。

自立支援医療につきましても、同様に精神障害者の医療は、自立支援医療の対象が増えております。それも同様の傾向と考えております。

高橋会長：ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

川又委員：はい。

高橋会長：そのほかにもございますか。

部会でいろいろ議論をしていただいている様子が高山先生から出てきております。

Zoomのほうからございましょうか。

ございませんようですが、いかがでございましょうか。今の障害も含め、今まで議論していたことについて、何かご発言がいただけたら、よろしく願いいたします。

お二方、ご発言がある方。それじゃあ、鳩山委員、それから、そちらの委員。

鳩山委員：公募委員の鳩山です。よろしく願いいたします。

今、全般的なことで、予算のことについて教えていただきたいです。

文京区の計画を立てている中で、計画には予算がつきもので、予算があることで実現できると思いますが、これが全部実現できるといいなと思いますが、33ページの計画の中に関わらせていただいて、たくさんの援助を受けながら活動をさせていただいております。

また、母も93ですので、介護保険など、いろいろ受けさせていただいています。計画を作成するに当たって、高齢者の方々も増えている、特別支援のお子さんも増えている、障害者の方も増えている。そして、乳幼児、児童も増えている。これだけ増えてい

る中で、予算はある程度決められていると思いますが、その予算を決めるときの、予算を具現化するときの区の、福祉保健計画の中でかまいませんが、調整の仕方、視点、基本的姿勢、基準等、どんな言葉でも構いませんが、1個か、2個でいいので教えていただければと思います。

以上です。

高橋会長：非常に本質的な議論でございますが。

福祉政策課長：福祉政策課長でございます。

計画の体系の基本的なところとして、文京区では基本構想が一番上でございます。その下に、この3月、文の京の総合戦略の計画を策定させていただきました。

こちらに関しては、主要な施策、54の主要の課題について区の方向性を定めるところで、予算とのリンクがされているものです。

そのほか、この地域福祉保健計画、そのほか様々な行政計画というのが多数ございます。こちらに関しては、基本的には、それぞれの分野別で策定をさせていただいて、予算に関しては、それぞれの予算編成会議、庁議、これらの施策の中で検討をさせていただき、議会でご議決をいただくもので、必ずしもリンクするということが担保されているものではないのが原則になっております。

その中、こうした形で皆様のご意見を反映させながら、作成させていただいたこちらの地域福祉保健計画については、一定配慮がなされると考えています。

高橋会長：ありがとうございます。

鳩山委員：ありがとうございます。

高橋会長：それでは、そちらでお手が上がりました。

鈴木委員：公募の鈴木です。

今まで、この会議を聞きまして、災害時の対策について、とても心配ではないかと思ったのですが、災害対策の本部を社会福祉協議会だけで行うのでしょうか。区民の方、高齢者、児童の方、そして精神障害者の方、それぞれ対応が違うと思います。役所に部署はあるのでしょうか。

もう一つ、災害が起こった場合には、すぐに対処しなければならないと思いますが、社会福祉協議会の中で、どれくらいの方が対応していただけるのか、その人数が気になります。社会福祉協議会の方は、区民のかたが多いのでしょうか。すぐに対応できるというか、他の区から来たりすると大変じゃないかと思いますが、その辺のことを聞きたいのですが、よろしくお願いします。

高橋会長：よろしく、それでは。

福祉政策課長：区には災害対策本部がございます。こちらで、区の施策として実施をさせていただく一方で、専門ボランティアではなくて、一般ボランティアは社会福祉協議会、この両方、つまり区と社会福祉協議会が、いざとなったときには連携をしながら対応していきます。

高橋会長：ありがとうございます。

これ、災害の問題を災害と一言でいっても、台風のような水害の場合と、多くの場合、共通は地震でございますし、地震はちょっと憂鬱な話がいろいろ起こるわけでございます。それは区としてはというより、国としても非常に重要な災害対策としての

話と、ここで福祉計画の中で、あるいは医療もそうですが、事業の継続性とか、持続性を保証する、そういうことと避難対策と、多様なものがございまして、それは各担当部署で議論していただくということになろうかと思えます。

そろそろ、そういうことを相当意識しないといけない世の中かなと、改めて思っております。ちょっと台風でも、水害は文京の場合も、やはり水が出る、江戸川公園の辺り、あそこら辺の流域は結構、水が出るところでしょうし、そういうことを含めてきめの細かい対策と安心できるような対策と地域区民の皆さんの協力をいただく部分と責任を持って区がやる部分と、いろいろあろうかと思えますので、ひとつよろしく願いをいたします。

これだけで、本当は議論しなければならないような大きなテーマを二つ最後にいただきましたけれども、事務局から何か補足はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、よろしければ、また議論があれば、事務局のほうにご意見をお寄せいただく形、あるいは部会がそれぞれまた開催される予定ですので、そちらで、また、ご意見を頂戴するというところでございます。

それでは、事務局から事務連絡等があれば、よろしく願いいたします。

福祉政策課長：熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。

今回、いただきましたご意見につきましては、今後、参考にさせていただければと思っています。

また、冒頭申し上げましたとおり、12月4日、今回議題として挙げさせていただいた中間のまとめについて、区報特集号を発行させていただき、パブリックコメントを実施いたします。資料の訂正がございまして、資料第1号、パブリックコメント12月4日から令和3年1月4日まででございます。意見を受け付けてございます。

さらに、12月12日、土曜日、午前10時から、16日の18時30分から、この2日間で区民説明会を開催させていただきます。どちらもシビックセンターの3階の障害者会館にて実施をさせていただきます。

最後でございます。次回の開催日程です。2月5日、14時から16時まで、こちら同じく第一委員会室で開催をさせていただきます。次回、今回のご意見を踏まえた部分を踏まえまして、計画の最終案を作成して、またご議論をいただく予定となっております。

また、こちらが今年度の最終回ということをご予定してございます。

事務局からは、以上でございます。

高橋会長：ありがとうございます。ちょうど時間でございます。

以上で、今日の協議は終了いたしました。ご熱心に討議にご参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、また、2月5日にお目にかかることに、その間に部会があります。よろしく引き続きお願いいたします。

これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

Zoom参加の委員の皆様もありがとうございます。

以上